

所管事項調査に関する資料

目次

ページ

- | | | |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 生活保護費振込入金の遅延について…………… | 1 |
|---|-----------------------|---|

生活保護費振込入金遅延について

1 生活保護費支給日

令和3年12月3日

※口座振り込みの場合は通常、朝から通帳に振り込まれるようになっている。

2 銀行への振込データの伝送処理

振込日の前日14時までがデータ伝送の処理締切で、通常は2～3日前までには処理を完了している。

3 振込入金遅延が発生した契機

令和3年12月3日振込予定の生活保護費等支給分の振込データを、担当者が11月29日に銀行に伝送した際に、①生活保護費の定例支給分、②生活保護費の随時支給分、③中国残留邦人支援給付費の定例支給分の3件の送付処理を行わなければならないところを、②と③のみを処理し、①の送信を失念していた。

令和3年12月2日17時10分、十八親和銀行からの通報により、データ送信を失念していたことが発覚。

【送信漏れ】 件数：10,125件 金額 件数：789,838,105円

4 事案発生の原因

令和3年11月から担当者が新しく変更となり、伝送内容の引継ぎと、伝送内容を正確に認識していなかったこと。

また、伝送処理を完了した後は、「支出処理に関するチェックリスト」へ作業完了の記載をするよう取り決めをしていたが、今回の処理分は記載がなされていなかった。

5 再発防止策等

支給に係る処理については、「支出処理に関するチェックリスト」を作成して、伝送処理完了後に処理日と担当者の確認印を押印し、他の係員と担当係長が確認するようにはしていたが、処理が適正に完了していたかまでの確認と処理期限までに確認作業を完了できていなかった。

今後は、締め切り日までに庁内における伝送処理の完了とともに、銀行へ確認作業を確実にを行い、一連の事務処理が適切に行われ、振込当日に確実に入金となされる状況になっているか組織的に課長までの確認を行う。